

# いじめ防止基本方針

相馬市立日立木小学校

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるという基本的な認識に立ち、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめ防止対策のための校内組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内組織の充実を図る。

### (1) いじめ対策委員会の設置

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなるいじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 関係機関等との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相馬フォロアーチーム専門職員等、専門的な知識を有する関係者との連携を図り、いつでも相談出来るような体制がとれるようにしておく。

### (3) 教育委員会との連携

いじめがあったと確認された場合は、教育委員会の支援を受け、

①いじめの事実確認

②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援

③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を円滑に行うものとする。

## 3 いじめ防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングの実施や困りごと調べ、Hyper-QU 検査の結果を生かした児童の実態把握を十分に行い、よりよい学級経営に努める。
- 分かる、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。また、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさ等について適切に指導する。

### (3) 相談体制の整備

- Hyper-QU 検査結果の考察と対応策を考え、職員研修等で共通理解を図る。
- 困りごと調べの後に定期教育相談や個別懇談を行うことにより、児童一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

### (4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全児童のインターネットやゲーム通信・SNS利用状況調査を行い、現状把握に努める。
- 児童が、多様化するネットトラブルに巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実を図る。

### (5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園と情報交換や交流学習を行う。

#### 4 いじめに対する早期対応のための取組

- いじめに関する連絡や相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告するとともに、生徒指導部を中心に組織として対応し、事実確認等を行う。
- いじめの疑いが発生した場合にも、初期段階から生徒指導部中心とした組織として対応する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室登校等の措置を講ずる。
- 事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び児童相談所、警察署等の関係諸機関と連携して対処する。

#### 5 いじめ防止のための日常的な取組

- 月別生活目標の達成を図る。
  - ・ 4、6月………「相手に聞こえるあいさつや返事をしよう」「みんなともっと仲良くなれる言葉を使おう」
  - ・ 10～11、3月…「相手の「よい行動」を見つけてマネをしよう」「みんなや自分のよさを出し合って活動しよう」「自分もみんなも笑顔になる行動をしよう」
  - ・「あいさつ、返事」「話し方、聞き方」については、年間を通じて指導を徹底する。
- 「いじめ防止宣言」を活用し、いじめに対しての意識づけをする。  
(児童会との連携)
  - ・全校集会で全校生に周知する。(4月下旬～5月)
- いじめアンケートを年間3回実施する。(7月、12月、3月)→市教委に報告
  - ・定期教育相談(「困り事調べ」)…5月、11月
  - ・アンケートだけではなく、教職員は些細な兆候や児童の訴え等も把握しておく。

#### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)
- (2) 重大事態への対応
  - 重大事態が発生した場合は、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を速やかに実施し、いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
  - 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、必要に応じて再調査を実施し、その結果を踏まえた対応を行うなどの適切な措置を講ずる。